

迎賓館赤坂離宮前休憩所における  
飲食店（カフェ・軽食）等運營業務  
募集要領

2018年12月26日

内閣府迎賓館

## 迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等運營業務募集要領

### 1. 業務内容

2020年度4月下旬を開業予定としている迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等の運營業務

### 2. 施設概要

所在地： 東京都新宿区四谷一丁目12

構造： 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造

面積： 約1,169㎡（※地上：約244㎡）

建設年月： 竣工予定 2020年3月中

管理： 内閣府（迎賓館）が直営にて管理。ただし公園部分の管理は新宿区（公園管理者）

### 3. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とする。

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (4) 内閣府本府において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 事前に仕様書を受領し、業務内容を理解していること。
- (6) 様式3において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. 運營業者の選定方法

原則、公募説明会に参加した者から提出された企画提案書等に基づき、書類選考及びプレゼンテーションによる審査を実施し、選定する（別添1「審査要領」参照）。なお、原則として運營業者選定の理由については不問とし、応募者は審査結果について異議を申し立てることは出来ない。

### 5. 公募説明会

- (1) 日時： 2019年2月8日（金）10時00分～12時00分
- (2) 会場： 中央合同庁舎8号館内会議室 ※詳細な場所は別途連絡
- (3) 登録方法： 参加を希望する場合、「11. 担当者」に記載されたメールアドレス宛に、2019年2月1日（金）12時00分までに、①企業名、②職名、③参加者氏名（参加者全員）、④連絡先（電話番号及びメールアドレス）を

登録すること。

※電子メールが使用できない環境の場合は、電話による登録も可能。

- (4) 注意事項：応募にあたっては、説明会への参加を必須とする。なお、やむを得ない事情により参加が不可能な場合は、「11. 担当者」まで連絡すること。  
公募説明会への参加者は、1者2名以内とする。

## 6. 公募に関する質問

- (1) 質問事項は簡潔・箇条書きの上、原則電子メールにて「11. 担当者」に記載されたメールアドレスまで送信する。ただし電子メールが使用できない環境の場合は、「11. 担当者」に事前に電話連絡した上で、ファックスで送付すること。
- (2) 質問の受付期限：2019年2月1日（金）12時00分必着
- (3) 回答方法：公募の公平、公正及び透明性を確保するため、公募説明会においてすべての質問について回答する。
- (4) 公募説明会後の質問の取扱いについては、公募説明会において説明する。

## 7. 書類審査

- (1) 応募申請書及び企画提案書の提出期限等

### a 提出期限

2019年3月8日（金）17時00分までに持参、郵送の場合は、2019年3月6日（水）必着とする。ただし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

なお、期限を過ぎたものは無効とする。（※郵便事情において、期限が過ぎた場合においても、無効とする。）

### b 提出先

「11. 担当者」宛

### c 提出部数等

応募申請書（(2) 参照。添付資料含む） 1部

企画提案書（別添2「企画提案書作成要領」参照） 10部

- (2) 応募申請書について

※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のものとする。

### 【応募者が法人の場合】

応募申請書（様式1）のほか、以下の書類を添付すること。

- ① 会社概要（様式は任意。パンフレット可）
- ② 統括責任者の身分証明書
- ③ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）

- ④ 直近の事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）
- ⑤ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
- ⑥ 保健所から発行された飲食店の営業許可の写し（代表店舗1店分）  
（ない場合は、今後取得する旨、書面にて申し出ること。）
- ⑦ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（様式2）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

**【応募者が個人の場合】**

応募申請書（様式1）のほか、以下の書類を添付すること。

- ① 履歴書（様式は任意）
- ② 開廃業届出証明書（税務署発行のもの）
- ③ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明）  
（法務局発行のもの）
- ④ 直近の決算書の写し
  - ・確定（修正）申告（控）の写し
  - ・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- ⑤ 直近の納税証明書（所得税、消費税及び地方消費税）
- ⑥ 過去3年間の社会的失墜行為の有無（様式2）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

**（3）結果通知**

審査結果については、遅くとも2019年3月20日（水）までにメール（ただし、電子メールが使用できない環境の場合はファックス）にて通知する。

なお、書類に不備がない場合でも、応募者が多数の場合は、審査により、プレゼンテーションに参加できない場合が有り得る。

**8. プレゼンテーション**

（1）日 時：2019年3月27日（水）

（2）会 場：中央合同庁舎第8号館内会議室 ※詳細な時間・場所は別途連絡する。

（3）注意事項：

- a プレゼンテーションは匿名にて行うため、社名等を発言してはならない。また、社名等を特定できるユニフォーム等の着用も認めない。
- b プレゼンテーションの参加者は統括責任者を含む1者2名以内とする。
- c 当日は、審査開始10分前に別途連絡する控室に参集すること。
- d プレゼンテーションに要する時間は、説明者入替等準備15分、説明10分、質疑応答15分の計40分とする。
- e 説明は、応募者の統括責任者より、企画提案書に沿って行う。ただし、提出した企画提案書と全く同じ資料を用い、記載された内容をただ読み上げるのでは

なく、補足的な情報を追加してプレゼンテーションすること。

- f 当日、プロジェクター等を使用する場合は、事前に「11. 担当者」まで連絡すること。なお、パソコン、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブルは内閣府で用意することとし、使用するデータはDVDにて持参すること（USB不可）。
- g 内容の録音及び録画は禁止する。
- h プレゼンテーションに係る費用は提案者の負担とする。

#### 9. 選定結果の通知

選定結果については、郵送により、2019年4月19日（金）付け文書にて通知する。

#### 10. 業務確約書の提出

選定された者は、業務確約書（様式4）を速やかに提出することとする。

#### 11. 担当者

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館825号室  
内閣府大臣官房企画調整課 内野・大塚

メールアドレス：ウェブ上での公開厳禁のため、電話にてお問い合わせ下さい。  
電話番号：（代表）03-5253-2111（内線）38108・38112  
ファックス番号：03-3581-4839

※対応時間：平日10時00分～17時00分  
（ただし12時00分～13時00分を除く）

## 審査要領

迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等運営業務を実施する事業者の選定にあたっては、以下の各項に従い、審査を行う。

### 1 本業務の審査

応募者に必要な資格を有する者の企画提案に関する審査を行う。

応募者に必要な資格に関する可否判断は、内閣府迎賓館長が行う。

審査の客観性、公正性、透明性を担保するため、企画選定委員会（以下「委員会」という。）を組織する。委員会は、外部有識者及び内閣府職員から選出された委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査による。

### 2 書類審査

企画提案書は、別紙「評価項目」に従って書類審査の上、プレゼンテーションに参加する者を決定することとする。

### 3 プレゼンテーション審査

#### ① 審査内容

応募者の統括責任者より、企画提案書に沿って行われるプレゼンテーションを、別紙「評価項目」に従って審査する。

#### ② 留意事項

- ・ 応募者の統括責任者からの説明が終了した後、質疑応答を行う。
- ・ 質疑応答では、効率性の観点から、企画提案書及び説明された内容等のうち、更に明確にする必要があると思われる点等を中心に、単的かつ簡潔に質問することとする。
- ・ なお、プレゼンテーションは匿名で実施されるため、社名等にかかる質疑は行わないこと。

### 4 選定方針

① 各委員は、企画提案書ごとに評価表に評価結果を記入し、委員長へ提出する。

② 委員長は、各委員から提出された採点表の集計を行う。集計の結果、合計得

点が最高得点を獲得した者を、本業務の運営事業者に決定する。ただし、応募者が1者の場合は、5名以上の委員の承認を必要とする。

③ 合計得点が同点の場合は、次の基準で本業務の運営事業者とする。

- ア. 「A」の数が最も多い者。
- イ. 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者。
- ウ. 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者。
- エ. 「C」の数も同数の場合は、委員の多数決による。

## 5 その他

① 開示・非開示

- ・ 企画選定委員会の審査及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則として非公開とする。

② 利害関係者の排除

- ・ 委員は、本人が利害関係者と見なされる申請があった場合、全ての審査に参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が所属している法人等団体からの申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請

## ＜評価項目＞

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	提案にあたっての基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務への参画意欲が十分にあるか。</li> <li>・「業務の目的」及び「基本的な運営方針」に関する理解・知識が十分にあるか。</li> <li>・本業務に類似した飲食店等の運営実績があるか。また本業務に対してその実績を活かした具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	20点
2	カフェの運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営のコンセプトが、迎賓館赤坂離宮に付帯する施設としての「基本的な運営方針」に則っているか。</li> <li>・継続的な事業の実施が可能な経営計画となっているか（見込み人数、客単価等具体的な数字を用いた計画となっているか）。</li> <li>・迎賓館赤坂離宮に付帯する施設としての管理運営に関する考え方が示されているか。</li> <li>・食材の調達方法（物流）、管理方法は適切であるか。</li> <li>・本施設の立地・利用者の特性を踏まえた店舗運営に関する具体的な考え方、さらには迎賓館赤坂離宮に付帯する施設としての店舗運営が示されているか。</li> <li>・多様な客層の利便性・満足度の向上につながる提案がなされているか。</li> <li>・ごみを極力出さない仕組みや購入した商品の容器等が近隣で捨てられない方策等の提案がなされているか。</li> <li>・店名看板やメニュー板等の設置について、景観的観点から具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	25点
3	商品・サービスの構成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メニューの種類や価格、サービス等の事業内容が、迎賓館赤坂離宮に付帯する施設としての「基本的な運営方針」に則っているか。</li> <li>・メニューの種類や価格、サービス等の事業内容に、「基本的な運営方針」を踏まえた本施設ならではの感じさせられる具体的な提案がなされているか。</li> <li>・参観者の不満低減や施設管理者の負担軽減を図る方策について、具体的な提案がなされているか。</li> <li>・カフェ業務のほかに物販業務を含む提案業務を実施するなど、年間を通じて恒常的に集客が期待できる提案がなされているか（ただし、物販業務の有無は必須ではない）。</li> </ul>	25点
4	従業員の配置体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任体制や緊急時の体制、提案内容を実施できる人員の確保など十分な体制が整っているか。</li> <li>・従業員の労働条件や教育方針が適切であるか。</li> <li>・担当予定責任者は、飲食事業提供の実績を有しているか。</li> <li>・防犯・防災等店舗運営上の安全管理体制及び食品衛生・品質管理等の事故防止体制が整っているか。</li> <li>・高齢者や外国人等多様な客層に対応できる体制がとれているか。</li> </ul>	10点
5	地域貢献、施設全体の維持管理との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務実施場所以外においても、事業者によるカフェ業務、提案業務により出たごみを処理する等、衛生的な状態を維持するための具体的な提案がなされているか。</li> <li>・実現可能性のある地域貢献に関する具体的な提案がなされているか。</li> <li>・施設全体の維持管理のコスト縮減にかかる具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	10点
6	創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記「評価の視点」以外に、本業務に対する事業者の創意工夫にかかる提案がなされているか。</li> </ul>	10点
計			100点

※「評価項目」毎に「評価の視点」を踏まえて総合的に評価する。

評価基準	評価	得点化方法
提案内容（業務実績）が非常に優れている	A	配点×1.0
提案内容（業務実績）が優れている	B	配点×0.8
提案内容（業務実績）が標準的である	C	配点×0.6
提案内容（業務実績）がやや劣っている	D	配点×0.4
提案内容（業務実績）が劣っている	E	配点×0.2
提案内容（業務実績）を満たしていない	F	配点×0.0

## 迎賓館赤坂離宮前施設における飲食店（カフェ・軽食）等運營業務 企画提案書作成要領

### 1. 提案要件の概要

- (1) 企画提案書の作成にあたっては、2. に記載した提案内容に加え、その他本業務に対する事業者の創意工夫にかかる提案内容があれば、その内容も盛り込み、A4版、20頁以内（表紙を除く）で、見やすく作成すること。  
なお、様式は任意とするが、2. に記載したNo. 1～5の区分けごとに作成すること。また、図、写真、資料等を利用して企画提案の内容をイメージしやすいものとする。
- (2) 企画提案書は応募者名を記載した表紙（書式任意）を添付した上で、企画提案書には応募者を特定することができる記述（具体的な社名等）を記載してはならない。
- (3) 企画提案書に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単価とする。
- (4) 記載にあたっては、具体的かつ分かりやすく記載することとし、実現可能性が低い提案や、応募者が主体とならないような提案の場合は、提案と見なさないこととする。
- (5) 提案内容の評価等については、提出書類等を元に、企画選定委員会において、別添1「審査要領」にて行う。ただし、別紙「評価項目」のNo. 6については提出された企画提案書の内容を総合的に勘案して評価する。
- (6) 企画提案書の作成に係る費用は応募者の負担とする。なお、提出した書類は一切返却しないこととする。

### 2. 企画提案書における提案内容

#### No. 1 提案にあたっての基本的な考え方

- ・本業務への参画意欲
- ・「業務の目的」及び「基本的な運営方針」に関する理解・知識
- ・本業務に類似した飲食店等の運営実績の有無、及びその実績を活かした本業務に対する具体的提案

#### No. 2 カフェの運営方針

- ・運営のコンセプト
- ・継続的な事業の実施が可能な経営計画（具体的な数字を用いて）
- ・本施設の管理運営に関する考え方

- ・ 食材の調達方法、管理方法
- ・ 本施設の立地・利用者の特性を踏まえた店舗展開に関する考え方
- ・ 多様な客層の利便性・満足度向上につながる提案（例：ニーズ把握等）
- ・ ごみを極力出さない仕組み等の方策
- ・ 店名看板やメニュー板等の設置に関する景観的観点からの配慮

### No.3 商品・サービスの構成等

- ・ メニューの種類や価格、サービス等の事業内容
- ・ 「基本的な運営方針」を踏まえた、メニューの種類や価格、サービス等の事業内容に関する考え方
- ・ 参観者の不満低減や施設管理者の負担軽減を図る方策
- ・ 物販業務を含む提案業務実施等の提案による集客上の工夫

### No.4 従業員の配置体制等（体制図、スタッフに関する資料等）

- ・ 責任体制や緊急時の体制、提案内容を実施できる十分な体制
- ・ 従業員の労働条件や教育方針
- ・ 担当予定責任者の経歴・実績
- ・ 防犯、防災等店舗運営上の安全管理体制及び食品衛生・品質管理等の事故防止体制
- ・ 多様な客層に対応できる体制

### No.5 地域貢献、施設全体の維持管理との連携

- ・ 本業務実施場所以外において衛生的な状態を維持するための提案
- ・ 地域貢献に関する提案
- ・ 施設全体の維持管理のコスト縮減にかかる方策

様式 1

年 月 日

内閣府迎賓館長 宛

法人・個人の別      法人・個人  
商号又は名称  
代表者氏名

迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等  
運營業務にかかる応募申請書

標記について、「迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等運營業務  
募集要領」に基づき、必要書類及び企画提案書を添付して応募します。

記

1. 商号又は名称
2. 代表者氏名
3. 法人・個人の別                      法人      ・      個人
4. 本社（店）所在地
5. 部署名
6. 連絡先
  - (1) 電話
  - (2) F A X
  - (3) Eメール
7. 担当者      主担当者名  
                    副担当者名

様式2（社会的信用失墜行為）

過去3年間の社会的信用失墜行為の有無

発 生 年 月 日	行為の内容（対応も含む）

※該当が無い場合は、「該当なし」と記載すること。

### 様式 3

#### 暴力団排除に関する誓約書

商号又は名称

代表者氏名

印

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について企画提案書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

#### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 4

## 業務確約書

「迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等運營業務」の  
応募に関し、仕様書及び別紙（※）に記載された内容を適正に履行すること  
を確約します。

※提案内容を元に内閣府において作成

年 月 日

内閣府迎賓館長 宛

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

印